

## 2. 対象となる容器包装

容器包装リサイクル法で対象となる「容器包装」は、家庭等から出される廃棄物のうち、びん、缶、紙製及びプラスチック製などの商品の容器及び包装であって、この商品が消費されたり、または、商品と分離された場合に不要になるものと規定されています。（法第2条）

### 分別収集の対象となる容器包装

種	類	再商品化義務の有無	再商品化手法
ガラス製容器	無色・茶色・その他の色のガラス製容器	有	カレット化等
PETボトル	飲料用、しょうゆ用ペットボトル (平成20年度から、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシング <sup>※</sup> タイプ調味料が新しく加わります。)	有	ペレット化等
プラスチック製容器包装	プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ・カップ <sup>※</sup> 、レジ袋、ラップフィルムなど	有	プラスチック原材料等油化・高炉還元・ガスコークス炉化学原料化
紙製容器包装	紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、アルミ箔が使用されている飲料用紙パックなど	有	製紙原料＋燃料化 建築ボード・古紙解繊等＋燃料化
スチール缶		無	
アルミ缶		無	
飲料紙製容器		無	
段ボール		無	

- 注：1. スチール缶、アルミ缶、飲料用紙製容器(アルミニウムが使われていないもの)、段ボールは、市町村が分別収集した段階で回収業者に有償又は無償で引き取られ再商品化されているため、容器包装リサイクル法による再商品化義務の対象から除外されています。
2. カレット化とは、回収したガラスびんを細かく砕いてびんの原料とすることです。
3. ペレット化とは、回収したPETボトルを破砕したもの(フレーク)を加熱して、粒状に加工することです。ペレットは、主に繊維を作る原料になります。

○容器包装の具体的判断については、

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y\\_law/index.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_law/index.html)

ガイドライン「**容器包装に関する基本的な考え方**」を参照してください。